

## 5. 労働災害の防止

出稼労働者は、慣れない業務に従事することによって労働災害に被災する危険性があります。次の事項に注意して労働災害の防止を図ってください。

- ① 従事する業務に関する安全衛生教育を実施する。
- ② 車両系建設機械の運転や玉掛け作業など、法定の資格の必要な業務には、資格を持っていない者が従事することのないよう徹底する。
- ③ 出稼労働者の経験に応じた適正配置をはじめ安全な機械設備の使用など、管理面、設備面にわたって危害防止上必要な対策を取る。

## 6. 健康の確保

出稼労働者は、居住地を離れて就労していることや高齢化が進んでいることなどから、出稼先で健康を害する恐れもあります。出稼労働者の健康を確保するために次の事項に配慮するようお願いします。

- ① 出稼労働者の健康状態の把握に努め、必要に応じて雇い入れ時の健康診断を実施する。
- ② 就労前または雇い入れ時の健康診断の結果に異常所見が認められた場合は、その結果について産業医等の意見を聴き、就労上適切な対応をする。
- ③ 産業医等による、健康相談を行うように努める。

## 7. 寄宿舍の安全衛生の確保

出稼労働者が多く居住する寄宿舍、特に建設業附属寄宿舍については、火災により死傷者が生じる事故も発生していることから、緊急時の安全基準を確実に守ることが最重要です。さらに、生活の場として十分くつろげる住環境を整備する必要があります。

建設業附属寄宿舍規程の設備等基準の履行に加え、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」に基づき、特に次の事項に配慮して建設業附属寄宿舍の一層の改善をお願いします。

- ① 緊急時の避難設備、警報設備、消火設備などの安全基準をはじめとした各種寄宿舍基準を順守する。
- ② 冬期における適切な暖房の使用に努めるとともに、火災防止の徹底を図る。
- ③ 居室の住環境の拡充、福利施設の設置など、寄宿労働者の福祉向上に努める。
- ④ 交替制勤務を採用している場合などには、就労しない者の休息に対して配慮する。

## 8. 特定業種（建設業、清酒製造業および林業）退職金共済制度

建設業、清酒製造業または林業を営む事業主の皆さんが出稼労働者を雇用した場合には、出稼労働者の老後の生活の安定を図るため、それぞれの業種ごとに設けられている退職金共済制度に加入するようにしましょう。この制度は、中小企業退職金共済法に基づいて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している、安全、確実、簡便な退職金制度です。

お問い合わせは、独立行政法人勤労者退職金共済機構（電話：03-3436-0151）までお願いします。

## 9. 契約期間中の解雇等

労働契約法において、使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、途中で解雇できず、期間の定めのない労働契約の場合よりも解雇の有効性は厳しく判断されます。また、期間の定めのない場合も、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となります。詳しくは、「総合労働相談コーナー」〔都道府県労働局総務部企画室（7ページ）や労働基準監督署などに設置〕までお気軽にご相談ください。

## Ⅲ 出稼労働者と家族の皆さんへ

### 1. 出稼労働者手帳の活用

出稼ぎをする方は、ハローワークを通して、行きましょう。

また、出稼ぎをする際には、必ず出稼労働者手帳を所持するようにしましょう。

#### \* 出稼労働者手帳 \*

- |  |   |   |
|--|---|---|
| ① 身分証明書<br>② 労働条件通知書<br>③ 賃金未払確認書<br>④ 健康診断個人票 | } | 出稼労働者手帳は、ハローワークで発行しています。<br>この手帳は身分証明書になるほか、②～④のように出稼ぎ前および就労中に必要な事項が確認できるようになっていますから、有効に活用してください。 |
|--|---|---|

また、この手帳には、主要ハローワーク、主要労働基準監督署の所在地や職業相談員の配置先が書かれています。トラブルがあった時などお気軽にご相談ください。

### 2. 出稼ぎ中の留意事項

出稼ぎに行かれた方とその家族の皆さんは、連絡を頻繁に取り、出稼ぎ先の状況や家族の状況を十分に把握しておくようにしましょう。

## Ⅳ 都道府県労働局などが行う出稼労働者対策の概要

出稼労働者に関する諸問題を解決するためには、基本的には地元での就労機会を確保して出稼ぎをしなくて済むようにすることが必要です。

しかしながら、地元での就労が困難であったり、やむを得ず出稼ぎに出る方々に対しては、厚生労働省、都道府県、都道府県労働局、市町村、ハローワーク、労働基準監督署などが密接な連携のもとに、次のような対策を実施しています。

### 1. 地元就労の促進対策

出稼ぎをしなくても安定した生活が確保できるよう、地元における良質な就業機会の確保を図ることが重要です。このため、職業相談員による相談・援助活動やハローワークによる個別求人開拓の実施などを行っています。